

よくある質問【Q&A】

Q1 いつからいつまでの報告が必要ですか？

A1

事業を完了した年度の翌年度から5年間のご提出が必要です。
〈例〉平成26年度(平成26年4月～平成27年3月までの期間)に事業が完了した事業者
⇒平成27年度～31年度の5年間の事業効果の達成状況について報告が必要です。
※その年度の安心・安全や歩行者通行量等について全ての計測が完了次第、早急にご提出ください。
※年間を通して計測する数値(年間の犯罪件数等)を数値目標としている場合は、数値の集計後にご提出ください。
※なお、最終の提出期限は毎年4月30日です。

Q2 安心・安全の指標や計測方法、計測時期を変更したいのですが可能ですか？

A2

交付申請時に設定いただいた指標や計測方法、計測時期は原則変更することができません。特別なご事情がある場合は、事前に事務局までご相談ください。

Q3 数値目標(当初の予定)が達成できなかった場合はどうしたらよいですか？

A3

事業実施効果報告書の「3.当初の予定が達成できていない場合において、その後の具体的な対応策」の項目に、今後の具体的な対応策をご記載ください。
なお、具体的な対応策については、要請者(地方公共団体や警察署等の行政機関等)ともご相談いただくようお願いします。

Q4 代表者が変更になった場合は何か提出が必要となりますか？

A4

代表者変更届(任意の書式)のご提出をお願いします。
詳しくは[「代表者の変更について」](#)をご覧ください。

Q5 担当者が変更になった場合は何か提出が必要となりますか？

A5

ご担当者のみの変更でしたら書類のご提出は不要です。新しいご担当者の連絡先を事務局までご連絡ください。

Q6 商店街名(団体名)や組織形態(振興組合や協同組合、任意組織等)が変更になる場合は何か提出が必要となりますか？

A6

取得財産の財産処分等について確認が必要となりますので、事前に事務局までご相談ください。

この他、書類作成等でなにかご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。
その際には事業者の5桁の番号(1～8で始まる番号)をお伝えください。

TEL 03-5551-9291(平日10:00～12:00/13:00～17:00)